

定 款

一般社団法人ツタワールドボク

【平成29年4月10日】制定

一般社団法人ツタワールドボク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ツタワールドボクと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、国内外において土木技術及び土木技術者の重要性や魅力が広く伝わる活動を通じ、円滑かつ持続的な公共事業の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 土木技術及び土木技術者の重要性や魅力に関する広報・啓蒙活動及びその研究
- (2) 土木に関する次世代技術者・技能者の入職促進に向けた活動及びその研究
- (3) 土木に関する教育訓練の実施、技術継承の支援及びその研究
- (4) 土木に関する国際貢献・国際交流活動及びその研究
- (5) 土木に関する講演会、講習会、見学会等の開催及び講師の派遣
- (6) 土木に関する会報、刊行物等の発行
- (7) 前各号に附帯関連する一切の事業

第3章 会員及び社員

(会員の種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人もしくは団体又は個人
 - (2) 学生会員 大学、高等専門学校又はこれに準ずる法人もしくは団体に在学中で、当法人の目的に賛同して入会した個人
- 2 当法人の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員をいい、以下「社員」という。）は、正会員の中から理事会の決議によって選ぶ。

(会員の権利)

第6条 正会員は、次の権利を社員と同様に有する。

- (1) 定款の閲覧
- (2) 社員名簿の閲覧
- (3) 社員総会の議事録の閲覧
- (4) 計算書類等の閲覧

(入会)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、次の年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員（法人もしくは団体） 90,000円
- (2) 正会員（個人） 5,000円
- (3) 学生会員（個人） 1,000円

(退会)

第9条 会員は、理事会の定めるところにより退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって除名することができる。ただし、社員については、第19条第2項の要件を満たす社員総会の決議によるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 第9条又は前条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。社員については、社員としての地位を喪失する。

- (1) 第8条の納入義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 死亡、失踪宣告又は法人もしくは団体たる会員が解散したとき

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の年会費等を返還しない。

第4章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額又はその規定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1法人もしくは団体又は1個人につき1個とする。

- 2 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、会長と称する。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、正会員の中から社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の中から理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 4 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足りないときは、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 6 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める役員報酬等の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(役員責任の一部免除)

第28条 当法人は、一般法人法第111条第1項の理事及び監事の賠償責任について、法令で定める要件に該当するときは、理事会の決議によって賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問及び相談役)

第29条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議によって選任する。
- 3 顧問及び相談役は、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の議事に付すべき事項の決定

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会の決議の目的たる事項について、理事から提案があった場合において、その提案に議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置く。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置く。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 当法人の定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第41条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与する。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

平成29年4月10日

設立時社員 片山 英資

設立時社員 藤木 修